

長野県警察本部長 告示 第 53 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8年 6月22日

長野県警察本部長



記

意見の聴取の期日 令和 8年 7月 8日 午前9時30分

意見の聴取の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県警察本部長 告示 第 53 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8年 6月22日

長野県警察本部長



記

意見の聴取の期日 令和 8年 7月 8日 午前9時30分

意見の聴取の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター

長野県警察本部長 告示 第 54 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8年 6月22日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和 8年 7月 8日 午前9時30分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県警察本部長 告示 第 54 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8年 6月22日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和 8年 7月 8日 午前9時30分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター